

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和5年 11月2日	令和5年 11月16日	住民基本台帳法の法令より強い効力が大阪市が定められるきまりとは何なのかわかるもの	不存在			号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）
令和5年 11月7日	令和5年 12月5日	市民局は当該区民アンケートについて監査に対して「区同士の比較」、「経年でみる」ことが可能であると説明していますが、情報公開審査会からのこのようなことが可能であるとする理論的根拠を検討したのかという質問に対しては、「検討は行っていない」と回答しています。 また、市民局は「『正確性は担保されている』ことに対する説明の根拠資料については、インターネット上に公表されている資料や解説等をもとに区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができると知見を得た」との説明を行っています。 「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ」、区民の状況が把握できるとする根拠が示された文書を公開してください。	不存在			号	市民局	区行政制度担当
令和5年 11月8日	令和5年 11月22日	戦後から続く大阪の戸籍売買ビジネス(女子高生も参加)で、何人くらい日本人と外国人とが入れ替わったのかわかるもの	不存在			号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）

令和5年 11月8日	令和5年 11月22日	市民局は地方自治法13条－2を行わないのはなぜか？住民基本台帳の課だけでなく人権の課も似非であることがわかる文書	不存在				号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）
令和5年 11月8日	令和5年 11月22日	市民局は地方自治法13条－2を行わないのはなぜか？住民基本台帳の課だけでなく人権の課も似非であることがわかる文書	不存在				号	市民局	人権企画課
令和5年 11月8日	令和5年 11月22日	大阪市は、住民基本台帳法違反が、近年無いのは、大阪市が条例、又は協定書等で合法化になるようにした事が分かる文書（昔はくさるほど違反があったため）	不存在				号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）
令和5年 11月8日	令和5年 11月22日	大阪市役所内で、大声さえ出さなければ、他の来庁者に対して、何をしても良いとしている根拠がわかるもの（市民局分）	不存在				号	市民局	総務担当（総務グループ）
令和5年 11月10日	令和5年 11月24日	大阪市の違法行為に対して法的根拠を求めても、答えられずに、違法行政を行っている部局がたくさんあるが、日本人の生活を下げる教え（宗教）のもと働いている職員は何人いるかわかるもの	不存在				号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）
令和5年 11月10日	令和5年 11月24日	市民の声や情報公開で根拠も示せないで、説明にもならない事（つくり話）を公務としているのはなぜかわかる文書（市民局所管分）	不存在				号	市民局	総務担当（総務グループ）

令和5年 11月10日	令和5年 11月24日	・令和3年度区民アンケート調査業務実施決裁文書 「令和3年度区民アンケート調査業務の実施及び所要経費の支出に係る各区役所に対する予算配付依頼について（令和3年10月6日決裁）」 ・令和4年度区民アンケート調査業務実施決裁文書 「令和4年度区民アンケート調査業務の実施及び所要経費の支出に係る各区役所に対する予算配付依頼について（令和4年7月15日決裁）」	部分公開	1		号	市民局	区行政制度 担当
令和5年 11月10日	令和5年 11月24日	市民局が行った不存在による非公開決定(令和5年11月9日付大市民第516号)の公開請求に係る公文書を保有していない理由には次の通り記載されています。 「区民アンケートの回収数が一定以上であることのみをもって『調査結果の分析を行うことができる』とする根拠が示された文書」「どのような分析が可能で、どのような分析ができないと考えているのかが具体的にわかる文書」については、区民アンケートの回収数が一定以上であることのみをもって、調査結果を詳細に評価、分析できるものではないと考えている 「調査結果を詳細に評価、分析」するために、「区民アンケートの回収数が一定以上であること」以外にどのような要件が必要であると考えているのかがわかる文書を公開してください。	不存在			号	市民局	区行政制度 担当
令和5年 11月10日	令和5年 11月24日	市民局が行った不存在による非公開決定(令和5年11月9日付大市民第516号)の公開請求に係る公文書を保有していない理由には次の通り記載されています。 「同じ質問項目については、その回答結果を見比べるに留まり」 回答結果を見比べれば何かわかるのかが示された文書を公開してください。 また、それがわかるとする根拠が示された文書を公開してください。	不存在			号	市民局	区行政制度 担当

令和5年 11月11日	令和5年 11月27日	市民局の不存在による非公開決定(令和3年11月26日付大市民第727号)の「公開請求に係る公文書を保有していない理由」として次の記載があります。 「区民アンケートの目的が経年変化の把握であるとするものの根拠が分かる文書」については、令和3年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料以外には当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 区民アンケートにより経年変化の把握ができていることが確認できる文書を公開してください。	不存在			号	市民局	区行政制度担当
令和5年 11月11日	令和5年 11月27日	・令和2年度地域活動協議会に関する実績値 ・令和3年度地域活動協議会に関する実績値 ・令和4年度地域活動協議会に関する実績値	公開			号	市民局	地域力担当 (地域連携グループ)

令和5年 11月15日	令和5年 11月29日	別紙のようなことがあっても、 法律で定められても、調査を行 わなくてもよいとする根拠がわ かるもの	不存在				号	市民局	住民情報担 当（住民情 報グルー プ）
令和5年 11月15日	令和5年 11月29日	大阪市の住民基本台帳の調査を 行わないとする理由として、別 紙のような犯罪を行わせる為で あることがわかる文書	不存在				号	市民局	住民情報担 当（住民情 報グルー プ）
令和5年 11月17日	令和5年 11月30日	ダイバーシティの職員（働き たくない人、働かない人）の表 記で良しとする根拠がわかるも の（市民局保有分）	不存在				号	市民局	人権企画課
令和5年 11月17日	令和5年 12月1日	ダイバーシティ職員達の人権相 談において、メモしない記録し ない、データーをとらない、問 題としない、人権問題に対して 解決に向けて取り組まないのか わかるもの（市民局所管分）	不存在				号	市民局	総務担当 （総務グ ループ）
令和5年 11月17日	令和5年 12月1日	人権のポスター似たようなもの ばかりで、整理、整頓して無駄 を少なくしようとかしないのは なぜかわかるもの（市民局保有 分）	不存在				号	市民局	総務担当 （総務グ ループ）

[illegible]

		市民局は「回収数が一定以上であることのみをもって」と、公開請求には存在しない「のみ」を挿入していますが、これは文書を不存在とするために恣意的に行ったものであり、公開請求の趣旨を故意に捻じ曲げるものです。 もともとの請求は「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ」、運営方針の個別評価が行えるとする根拠が示された文書を公開してください。」です。 改めてこの内容で公開を請求します。						
令和5年 11月20日	令和5年 12月4日	平野区の職員達は、日本語力が無いので、常に監視が必要なのに監視や研修を行わない理由がわかるもの	不存在			号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）
令和5年 11月22日	令和5年 12月6日	大阪市職員が働く庁舎が暴力団ばい人（おどしてくる人）や酒のみ場になっているのかわかるもの（市民局所管分）	不存在			号	市民局	総務担当（総務グループ）
令和5年 11月22日	令和5年 12月6日	別紙から住民基本台帳法7条ー10を行うにあたり健康保険法は関係ないと言える根拠がわかるもの（市民局）	不存在			号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）

令和5年 11月22日	令和5年 12月6日	別紙から国保行政が適正に行われているといえる根拠がわかるもの（市民局）	不存在				号	市民局	住民情報担当（住民情報グループ）
令和5年 11月22日	令和5年 12月6日	住民基本台帳法7条－10は、市民局ではなく国保が行うものと定められている事がわかるもの（市民局）	不存在				号	市民局	総務担当（総務グループ） 住民情報担当（住民情報グループ）
		11月7日に大正区の運営方針に関して、市民局に対して以下の内容で公開請求を行いました。 市民局は当該区民アンケートについて監査に対して「区同士の比較」、「経年でみる」ことが可能であると説明していますが、情報公開審査会からのこのようなことが可能であるとする理論的根拠を検討したのかという質問に対しては、「検討は行っていない」と回答しています。 また、市民局は「『正確性は担保されている』ことに対する説明の根拠資料については、インターネット上に公表されている資料や解説等をもとに区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができると知見を得た」との説明を行っています。							

令和5年 11月22日	令和5年 12月5日	「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ」、運営方針の個別評価が行えるとする根拠が示された文書を公開してください。 この公開請求に対して市民局は、令和5年11月21日付大市民第604号で不存在による非公開決定を行っています。そして「公開請求に係る公文書を保有していない理由」には次のとおり記載されています。 「『区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ』（中略）とする根拠が示された文書」については、区民アンケートの回収数が一定以上であることのみをもって、調査結果を詳細に評価、分析できるものではないと考えていることから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 市民局は「回収数が一定以上であることのみをもって」と、公開請求には存在しない「のみ」を挿入していますが、これは文書を不存在とするために恣意的に行ったものであり、公開請求の趣旨を故意に捻じ曲げるものです。 もともとの請求は「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ」、運営方針の個別評価が行えるとする根拠が示された文書を公開してください。」です。 改めてこの内容で公開を請求します。	不存在				号	市民局	区行政制度 担当
----------------	---------------	--	-----	--	--	--	---	-----	-------------

令和5年 11月24日	令和5年 12月7日	第241回 区長会議 人事・財政部会 資料 ・「01_ 調査審議案件提出シート」 ・「02_区政に関する区民アンケートの実施方法について」 ・「03_（別紙）令和4年度の設問項目」	公開				号	市民局	区行政制度担当
令和5年 11月24日	令和5年 12月7日	・令和5年度区民アンケート調査業務実施決裁文書 「令和5年度区民アンケート調査業務の実施及び所要経費の支出に係る各区役所に対する予算配付依頼について（令和5年10月30日決裁）」	部分公開	1	2		号	市民局	区行政制度担当
令和5年 11月24日	令和5年 12月7日	電子調達システムにて広告されている次の案件について 案件名称「令和5年度区民アンケート調査業務委託（その2）」 公開日 令和5年11月6日 開札（予定）日 令和5年11月29日 2. このアンケート調査の実施を決議した区長会の議事録を公開してください。 上記で請求する公文書について、既にホームページで公開されている情報は不要です。	不存在				号	市民局	区行政制度担当
令和5年 11月24日	令和5年 12月7日	女性に対する暴力をなくす運動の展示品を撤去しても、テープ等がさんらんしていた、なぜ後片付けを大阪市職員達は出来ないのかわかるもの	不存在				号	市民局	男女共同参画課

令和5年 11月27日	令和5年 12月11日	・令和元年度決算説明書原稿 ダイバーシティ推進費 ・令和2年度決算説明書原稿 ダイバーシティ推進費 ・令和3年度決算説明書原稿 ダイバーシティ推進費 ・他11件	公開					号	市民局	男女共同参 画課
----------------	----------------	--	----	--	--	--	--	---	-----	-------------